

農業振興地域整備計画変更事業業務委託 仕様書

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 松山市は、昭和 49 年に「松山農業振興地域整備計画」を策定し、直近では平成 21 年に計画の見直しを行っている。見直しから 8 年が経過し、農業従事者や農地面積の減少、農業経営の多様化など、本市の農業を取り巻く環境は大きく変化していることや、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更に伴う「愛媛県農業振興地域整備基本方針」の変更を踏まえ、平成 30 年度から計画の見直しに取り組むものである。本業務委託は、民間の優れた技術力・経験・実績やコスト意識を活用し、将来を見据えた精度の高い計画の見直しを行うことで、優良農地の確保・保全、各種農業施策の計画的かつ集中的な実施を進め、本市の総合的な農業の振興を図ることを目的とする。

(履行期間)

第 2 条 契約締結の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(適用範囲)

第 3 条 本仕様書は、松山市が実施する「農業振興地域整備計画変更事業業務委託（農業振興地域整備計画 基礎資料及び整備計画書作成）」に適用するものとする。

(準拠法令等)

第 4 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を準拠し行うものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）
- (4) 農業振興地域制度に関するガイドライン（最終改正：平成 30 年 3 月 1 日付け 29 農振第 1771 号）
- (5) 農業振興地域制度に関する参考様式集（平成 30 年 3 月農林水産省農村振興局農村政策部）
- (6) 農用地等の確保等に関する基本指針（平成 27 年 12 月 24 日農林水産大臣）
- (7) 愛媛県農業振興地域整備基本方針（平成 29 年愛媛県）
- (8) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- (9) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
- (10) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (11) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

- (12) 農業農村基盤図製品仕様書 Ver 0.6 (平成19年農林水産省)
- (13) 第6次松山市総合計画
- (14) 松山市財務会計規則 (昭和39年規則第11号)
- (15) 松山市個人情報保護条例 (平成16年条例第29号)
- (16) その他関係法令

(運用基準)

第5条 本業務で行う農地に関する資料は、個人情報を膨大に処理して取り扱うこととなるため、下記の基準を充たすものとする。また、データについては利便性の高いフォーマットでの処理とする。

- (1) 本業務において発注者 (以下「甲」という。) の情報資産の安全性を確保し、個人情報の漏洩が起きないように、情報管理責任者が管理を行うものとし、個人情報や秘匿性の高いデータの受け渡しは、データの暗証化を行うこととする。
- (2) 作業拠点及び契約拠点において、以下の承認 (認定) を受けているものとする。
 - ア ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 又は JIS Q 15001 (プライバシーマーク)
 - イ ISO9001 (品質マネジメントシステム)

(業務概要)

第6条 本業務の概要は、下記のとおりである。

- (1) 作業内容
 - ア 平成30年度業務
基礎調査、農業振興地域整備計画 基礎資料作成、現地確認調査資料作成等
 - イ 平成31年度業務
現地確認調査資料作成等、農業振興地域整備計画 整備計画書 (本編・案) 作成
 - ウ 平成32年度業務
農業振興地域整備計画 整備計画書 (本編) 作成
- (2) 作業範囲
松山市の農業振興地域内
 - ア 農用地面積 約5,110ha
 - イ 農用地筆数 約60,000筆

(作業実施計画)

第7条 受注者 (以下「乙」という。) は、本事業を実施するにあたり次の書類を作成し、「甲」の承諾を得なければならない。

- (1) 作業実施計画書

- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者・照査技術者・担当技術者届出書

(疑義)

第8条 本仕様書及び成果品の作成要領に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、「甲」と「乙」が協議のうえ「甲」の指示に従い、業務を遂行するものとする。「甲」において必要と認めるときは、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、「甲」、「乙」の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

(管理技術者等)

第9条 管理技術者は、本業務を遂行するための十分な能力と経験を有する技術者を選任するものとする。

(関係機関との折衝)

第10条 本業務の遂行のために関係機関との協議が必要な場合で、「甲」との協議を要するものについては指示を受けて折衝するものとする。

(損害賠償)

第11条 「乙」は、本業務遂行において、第三者の著作権やその他の権利を侵害しないよう留意すること。本業務遂行において「乙」の責任により第三者に与えた損害等は全て「乙」の責任において処理するものとする。

(守秘義務)

第12条 「乙」は、本業務上知り得た機密を「甲」の承認なしに第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取り扱い)

第13条 「乙」は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第58号）、同施行令及び松山市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 秘密の保持

「乙」は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知

らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 取得の制限

「乙」は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(3) 利用及び提供の制限

「乙」は、「甲」の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(4) 複写等の禁止

「乙」は、「甲」の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために「甲」から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(5) 再委託の禁止

ア 「乙」は、「甲」の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

イ 「乙」は、「甲」の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、「甲」が「乙」に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

ウ 「乙」が「甲」の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、「乙」の行為とみなす。

(6) 事案発生時における報告

「乙」は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに「甲」に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、「甲」の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(7) 資料等の返却等

「乙」は、この契約による事務を処理するために「甲」から貸与され、又は「乙」が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに「甲」に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、「甲」が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

(8) 管理の確認等

「甲」は、「乙」における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、「甲」は必要と認めるときは、「乙」に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(9) 管理体制の整備

「乙」は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(10) 従事者への周知

「乙」は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、松山市個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(11) 個人情報の運搬

「乙」は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、「乙」の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(貸与資料)

第14条 本業務を実施するうえで必要な資料は、「甲」より認められた者が貸与を受けるものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。また、本業務にて貸与した関係書類は、作業終了後に「甲」へ返還しなければならない。

- (1) 既存農業振興地域整備計画書（本編）（附図を含む）
- (2) 既存農業振興地域整備計画（基礎資料編）（附図を含む）
- (3) 松山市総合計画（基本構想・基本計画）
- (4) 松山市都市計画マスタープラン
- (5) 公図（データ）
- (6) 謄本（データ）
- (7) 地番図（旧北条市・旧中島町はデータ、旧松山市はPDFとなり平地周辺から山間部は未作成）
- (8) 航空写真画像（データ）
- (9) 松山市都市計画図PDF
- (10) 松山市都市計画図用途PDF
- (11) 農地台帳（地番・地積・地目・現況地目）データ（エクセル形式）
- (12) 回収済み農家アンケート（紙ベース）
- (13) 農用地区域地番（エクセル形式・紙ベース）
- (14) 農用地の編入・除外資料（エクセル形式・紙ベース）
- (15) 関係事業地番一覧（エクセル形式・紙ベース）
- (16) 荒廃農地地番（エクセル形式）
- (17) 中山間地域等直接支払交付金協定農地（データ）

- (18) 多面的機能支払交付金対象農地（データ）
- (19) 中間管理権設定農地
- (20) 国勢調査
- (21) 農林業センサス
- (22) 松山市統計資料
- (23) その他必要と認められる資料

（作業経過の報告）

第15条 本業務の実施期間中において、「乙」は「甲」と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打ち合わせ事項について「乙」は、その都度別に定める「作業経過の報告」を提出するものとする。

（その他事項）

第16条 測量法第39条において、準用する第15条に基づき交付された測量に必要な身分証明書は、常時各作業員に必ず携帯させて作業を実施しなければならないものとする。

- 2 本業務中事故があったときは、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに「甲」に報告するものとする。

第2章 基礎調査

(要旨)

第17条 本業務は、農業振興地域整備計画の基礎資料整備を実施するものであり、以下の項目について取りまとめるものとする。

- (1) 基礎資料
- (2) アンケート調査

(基礎資料)

第18条 「甲」が提供する各種統計資料や計画書により、「乙」は、下記の項目を整理し基礎資料の様式にまとめるものとする。

- (1) 農用地面積調査
- (2) 土地利用調査
- (3) 農業就業人口・規模調査
- (4) 農業生産調査
- (5) 農業生産基盤の整備調査
- (6) 農用地の保全・利用調査
- (7) 農業近代化施設整備の調査
- (8) 農業従事者の農業以外就業状況調査

2 農用地面積調査は、「甲」が貸与する農地台帳や農用地区域図（製本）、地番図、航空写真データ等により、農地の1筆調査を行うものとする。

3 土地利用調査は、地番図についてGIS（地理情報システム）を利用して調査結果を入力、整理するものとし、地籍データを利用して入力した現況利用分類や地目ごとの着色図面（GIS）や分類した面積集計演算処理を行い、結果を取りまとめるものとする。

4 農業就業人口・規模調査、農業生産調査、農業生産基盤の整備調査、農用地の保全・利用調査、農業近代化施設整備の調査、農業従事者の農業以外就業状況調査は、「甲」が貸与する農地基本台帳や関係機関が保有する昨年度時点までの各種統計資料や計画書より、各項目に整理し、農業振興地域制度に関する参考様式集の様式を参考に、データ化して取りまとめるものとする。

5 地図作製手順や品質管理基準については、農業農村基盤図製品仕様書Ver0.6に準拠する農地情報を構築するものとする。

(アンケート調査)

第19条 「甲」は、農業者に行うアンケートの作成、配布及び回収（3,000件配布。紙ベース（A4版・約5ページ・約25問・一部自由記入欄あり）の調査票を郵送で配布し、手書きで回答が記入された調査表を郵送で回収）までを行い、「乙」は、回収されたアンケートの集計、分析及び報告書の作成を行うものとする。

第3章 農業振興地域整備計画 基礎資料作成

(要旨)

第20条 本業務は、本市の農業の現状及び将来の見通しを調査し、その結果について取りまとめるものとする。

(地域の概況)

第21条 農用地の利用実態について、地域の位置や自然条件、人口・世帯数、農家人口、産業別就業人口、産業別生産額、開発構想等、地域の現況整理を行うものとする。

(1) 立地条件

(2) 人口及び産業経済の動向及び見通し

ア 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

イ 産業別生産額の動向及び見通し

(3) 地域の開発構想

(4) 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

(5) 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

(土地利用動向)

第22条 地域の土地利用動向を下記の項目ごとの面積について整理を行うものとする。

(1) 農業振興地域の土地利用の動向

(2) 森林の混牧林地としての利用可能性

(農業生産の現状と今後の方向)

第23条 重点作目について生産量や粗生産額、出荷率の現状や将来目標について調査し、問題点や改善について整理を行うものとする。

(1) 重点作目の概要

(2) 農業生産の動向と目標

(3) 集出荷販売計画

ア 農産物のお荷量及び出荷率の動向

イ 集出荷販売の現状及び改善目標

(4) 農業生産技術の改善目標

(農業生産基盤の現状)

第24条 農業生産基盤の状況調査を下記(1)から(3)の項目に従い整理するものとする。

なお、各種状況図の作成においては、GISを活用した図面データ(Shape形式)の整理を行うものとする。

(1) 農地の整備率

- (2) 水田における排水の現状
- (3) 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

(農用地等の保全及び利用の現状について)

第25条 農用地等の保全及び利用の現状について、下記(1)から(7)の項目に従い整理するものとする。農家の専業兼業内訳や経営耕地規模に応じて農家数を整理するものとする。洪水被害や水質悪化等農地保全についての現状や将来目標について調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況を整理すること。また、農用地等保全整備状況については、図面の作成を行うこと。

- (1) 農家戸数の動向及び見通し
- (2) 耕地の拡張及びかい廃
- (3) 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況
- (4) 農用地の流動化の現状
 - ア 権利移動の動向
 - イ 権利移動の動向―農用地等の流動化諸方策別
- (5) 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の現状
- (6) 地域農業集団及び農業生産組織等の組織化の現状
- (7) 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

(農業近代化施設整備の現状)

第26条 近代化施設の整備状況を生産関係施設と流通加工関係施設に分け、数値と面積により整理するものとする。

- (1) 生産関係施設
 - ア 畜舎、堆肥舎、温室、農機具収納施設等農畜産物の生産の用に供する施設
- (2) 流通加工関係施設
 - ア 農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設等集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(農業就業者育成・確保の現状)

第27条 地域農家の現状農業経営の状況や営農類型別の戸数、規模、作目構成を中核的農家について現況をまとめ、各種数値を整理し、農用地に関する規模拡大希望戸数及び面積等を併せて整理するものとする。また、下記の項目の現状調査を実施するものとする。

- (1) 新規就農者の動向及び見通し
- (2) 農業就業者育成・確保施設の状況

(就業機会の現状)

第28条 農業従事者の他産業への就業状況や農村産業法に基づく開発計画を明らかにするものとする。

- (1) 農業従事者の他産業就業の状況
- (2) 農村産業法等に基づく開発計画の概要
- (3) 農業従事者に対する就業相談活動の現状
- (4) 企業誘致及び企業誘致活動の現状

(農村生活環境の現状)

第29条 集落部における生活環境整備事業の実施状況と現在の問題点を整理するものとする。また、農村生活環境整備状況については図面の作成を行うものとする。

- (1) 農村生活環境整備事業等の実施状況
- (2) 農村生活環境整備の問題点

(森林の整備その他林業の振興と関連に関する現状)

第30条 本地域における林業の位置づけ、森林面積、樹種、林齢構成等の現状、森林施業の動向、林道の整備状況、林産物の生産流通加工の整備状況、林業生産の動向、林家の状況、森林組合の現況、林業関連産業の動向等について記述するものとする。

- (1) 林業の概況
- (2) 農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点
- (3) 林業の振興に関する諸計画の概要

(地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況)

第31条 当該地域において締結されている協定、申合せ等の内容について整理するものとする。法に基づく協定はすべて整理し、法以外のものは過去3ヶ年について整理するものとする。

- (1) 協定制度の実施状況
- (2) 交換分合
 - ア 実施状況
 - イ 今後の見通し

(農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等)

第32条 農業及び農村の振興及び整備を図るための市、農業団体、集落を含めた推進体制を図示するものとする。

- (1) 推進体制図
- (2) 市の財政状況(過去5年間)

(3) その他参考となる事項

(基礎資料附図の作成)

第33条 前条までに記載した基礎資料の作成に伴い、下記の附図を作成するものとする。

- (1) 附図1号 農業生産基盤整備状況図
- (2) 附図2号 農用地等保全整備状況図
- (3) 附図3号 農業近代化施設整備状況図
- (4) 附図4号 農業就業者育成・確保施設整備状況図
- (5) 附図5号 農村生活環境施設整備状況図

第4章 農業振興地域整備計画 整備計画書（本編）作成

（要旨）

第34条 基礎調査、農用地の利用及び生産基盤実態をもとに現行の農業振興整備計画を項目ごとに見直しを行うものとする。

（農用地利用計画）

第35条 農地全体の土地利用の構想や農用地区域及び各用途の設定方針について整理するものとする。

(1) 土地利用区分の方向

ア 土地利用区分の方向

（土地利用の構想、農用地区域の設定方針）

イ 農業上の土地利用の方向

（農用地等利用方針、用途区分の構想、特別な用途区分の構想）

(2) 農用地利用計画

（農業生産基盤の整備開発計画）

第36条 農業生産の基盤の整備・開発計画について網羅的に整理するものとする。

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

(2) 農業生産基盤整備開発（事業の種類、概要、受益地区の範囲）

(3) 森林の整備とその他林業の振興との関係

(4) 他事業との関連

（農用地等の保全計画）

第37条 農用地等の保全計画について網羅的に整理するものとする。

(1) 農用地等の保全の方向

(2) 農用地等保全整備計画

(3) 農用地等の保全のための活動

(4) 森林の整備その他林業の振興との関係

（農業経営の規模拡大および農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画）

第38条 今後の農業経営の目標と農用地等の効率的、総合的な利用を図るための方策についてとりまとめるものとする。

(1) 農業経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 効率的かつ安定的な農業経営の目標

イ 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(2) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用の促進を図るための

方策

(3) 森林の整備その他林業の振興との関連

(農業近代化施設の整備計画)

第39条 今後の農業近代化のための施設整備を図るための方針について取りまとめるものとする。

- (1) 農業近代化施設の整備の方向
- (2) 農業近代化施設整備計画（事業の種類、概要、受益区分の範囲）
- (3) 森林の整理その他林業の振興との関連

(農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画)

第40条 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備に関する事項について担い手育成のあり方を検討し、現在計画されている整備計画を取りまとめるものとする。

- (1) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
- (2) 農業就農者育成・確保施設整備計画
- (3) 農業を担うべき者のための支援の活動
- (4) 森林の整備その他林業の振興との関連

(農業従事者の安定的な就業の促進計画)

第41条 農業従事者の安定的な就業を図るための目標と方策について、とりまとめるものとする。

- (1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
- (2) 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策
- (3) 農業従事者就業促進施設
- (4) 森林の整備その他林業の興業との関連

(生活環境施設の整備計画)

第42条 農業従事者の生活環境施設の整備を図るための目標と方針について取りまとめるものとする。

- (1) 生活環境施設の整備の目標
- (2) 生活環境施設整備計画（事業の種類、概要、受益地区の範囲）
- (3) 森林の整備その他林業の振興との関連
- (4) その他の施設の整備に係る事業との関連

(整備計画書附図の作成)

第43条 前条までに記載した整備計画書の作成に伴い、下記の附図を作成するものとし、

図面縮尺は、適宜（1/10,000～1/25,000）とするものとする。附図は、農業農村基盤図製品仕様書Ver0.6における地図作製手順や品質管理基準に従い作成し、GIS（地理情報システム）を利用してShapeファイル形式で計画図面を入力、印刷するものとする。

(1) 附図1号 土地利用計画図

農業振興地域界、地区界、区域界及び地区・区域番号並びに用途区分界及び用途を明らかにした図面

(2) 附図2号 農業生産基盤整備開発計画図

(3) 附図3号 農用地等保全整備計画図

(4) 附図4号 農業近代化施設整備計画図

(5) 附図5号 農業就業者育成・確保施設整備計画図

(6) 附図6号 生活環境施設整備計画図

（農用地利用計画書の作成）

第44条 農業振興地域整備計画基礎資料、整備計画書及び附図をとりまとめ農用地利用計画書を作成するものとし、その際、既存の計画書との整理を行い、以下の項目について整理するものとする。

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野に係る農用地区域

(2) 用途区分

第5章 現地確認調査、懇話会及び地元説明会

(要旨)

第45条 現地確認調査及び懇話会、地元説明会の開催については、「甲」が行うものとし、「乙」は、下記(1)、(2)の作業を行うほか(3)について「甲」の支援を行うものとする。

(1) 現地確認調査資料作成

ア 現地確認調査図面については、地番の記載と農用地が色付けされ、航空写真を重ね合わせることであり、図面縮尺は、適宜(1/1, 000~1/2, 500)とするものとする。

イ 現地確認調査リストの作成

(2) 現地確認調査結果及び地元説明会、懇話会の内容の反映

ア 整理された現地調査及び地元説明会、懇話会の内容について、該当項目に反映する。

(3) 懇話会及び地元説明会資料作成

ア 資料が必要となる場合は、内容について「甲」「乙」協議のうえ決定し作成する。

第6章 成果品

(成果品の納入について)

第46条 成果品の納入場所は、「乙」は、「甲」の指示に従って納入するものとする。

(成果品の検査・納品)

第47条 本業務の成果品については、管理技術者立会いのうえ「甲」の検査を受けるものとする。成果品は、「甲」の検査終了後、納品するものとする。

(成果品の^{かし}瑕疵)

第48条 納品の後、成果品に^{かし}瑕疵が発見された場合は、「甲」の指示に従い必要な処理を「乙」の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第49条 本業務における成果品は、すべて「甲」に帰属するものとし、「乙」は「甲」の許可なく使用、流用してはならないものとする。

(成果品)

第50条 本業務の成果品は、次のとおりとする。また、光学系媒体によるデータ納品については全てウイルス対策ソフトにて検収後、納品を行うものとする。

(1) アンケート調査結果報告書	1式
(2) 農業振興地域整備計画書基礎資料 (A4版)	3部
(3) 基礎資料附図 (A0版)	15部
(4) 農業振興地域整備計画書基礎資料原稿データ (Word形式)	1式
(5) 基礎資料附図原稿データ (PDF形式)	1式
(6) 農業振興地域整備計画書 (A4版)	23部
(7) 計画書附図 (A0版)	144部
(8) 農業振興地域整備計画書原稿データ (Word形式)	1式
(9) 農業振興地域整備計画書原稿データ (PDF形式)	1式
(10) 計画書附図原稿データ	1式
(11) 計画書附図原稿GISデータ	1式
(12) 打合せ協議記録	1式
(13) その他必要とみとめられるもの	1式

第7章 その他

(打合せ協議)

第51条 本業務を適正かつ円滑に実施する為、「乙」は、「甲」と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。また、各関係機関との打合せにおいてその都度記録し、「甲」と確認をとるものとする。地元関係者等との協議が必要な場合は、「甲」と事前に協議するものとする。

(完了検査)

第52条 「乙」は、本業務における対象年度の委託作業が完了したときは「甲」の定める委託完了届を提出して「甲」の検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって当該年度の業務が完了したものとする。

(保管書の作成)

第53条 「乙」は、バックアップデータ等について「甲」と協議を行い、保管書を提出し、破損しないよう無償で保管するものとする。